



令和2年2月28日

鶴岡市長 皆川 治様

鶴岡市議会議長 本間 新兵衛



### 令和元年12月定例会における市長の発言に対する申し入れ

鶴岡市議会では、令和元年12月定例会での渋谷耕一議員の一般質問における市長の発言を議会運営上の問題として捉え、2月21日開催の議会運営委員会において、下記のとおり協議されました。市長におかれでは、議場内では議会の秩序を乱すことのないよう、ルールに従い適切に発言するよう申し入れます。

#### 記

##### 1 発言の状況

市長は、渋谷耕一議員の一般質問（KIDS DOME SORAIの取り組みについて R01.12.09）における、「ソライに対する補助金支出」に関する再質問に対し、同氏が平成25年11月から27年11月まで議長であったことに言及したうえで「このソライの整備、運営の大枠の意思決定がどうなされたかというのが課題なんですね。渋谷議員さんの認識をお尋ねしたいんですけども、ご自身は一切責任がないと～略～」と、同氏の責任を問うような発言している。

その際、議長からの制止を受け、質問に対して簡潔に答弁するよう求められたにもかかわらず、質問に対して答弁せず、同議員に対し「ご自身の認識をどうなのか教えていただきたいと思います。」と、繰り返し議員の認識を尋ねる発言を行っている。

##### 2 議会運営委員会での協議

2月21日に開催された議会運営委員会では、前述の発言を議会運営上の問題として捉えて協議した。協議内容は次のとおりである。

### (1) 議長の表決権について

議長は、案件に対する表決権を有せず、可否同数となった場合に、その可否を決定する権限（裁決権 地方自治法第 116 条）が認められている。本市議会においては、平成 17 年の市町村合併以降、可否同数となり議長が裁決権を行使した例はなく、渋谷議員も議長在職期間中にその権限を行使していない。このことから、市長の発言は、誤った認識に立った発言である。

### (2) 市長から議員に対する質問について

市長はじめ執行機関の職員等は、議会の審議に必要な説明のため、議会に出席する義務を有する（地方自治法第 121 条）ものであることから、市長（執行機関側）から議員に対して質問（後述の反問権行使を除く）をすることは認められていない。

このことから、市長から議員に対して質問をするというようなことがあってはならず、今回の場合、議長の制止にも従わず、重ねて議員への質問を行ったことから、今後、このようなことが繰り返されないよう申し入れるものである。

### (3) 反問権について

当市議会においては、執行機関に対し、反問権行使（H27. 6 月定例会から試行）することを認めているが、導入の目的は、論点の明確化や質問・答弁の食い違いを少なくし、市民に分かりやすい議会運営を目指すためであり、かつ、その内容及び形式の要件についても、次のとおりルール化している。

ア 内容的要件 反問は、議員の質問の趣旨や論点を確認する場合の他、議員の考え方を確認する場合とする。

イ 形式的要件 反問を行おうとするときは、議長又は委員長に対して、反間に係る発言の許可を求めるものとする。

このことから、前述の市長の発言は、議長に対し、反問の許可を求めておらず、また、議員の質問に対して論点を明確にするという趣旨からも逸脱しているため、反問権の行使ではなく、不適切な発言である。

なお、今後の議会答弁において反問権行使する場合にあっては、反問権運用についてのルールを順守するよう申し入れるものである。